

平成29年7月31日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年7月31日（月） 午後 4時00分

場 所：呉市役所 7階 753, 754号室

付議事項

- 議案第 32号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 33号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 34号 非農地証明申請について
- 議案第 35号 呉市農地利用最適化推進委員候補者の決定について
- 議案第 36号 呉市農業委員会会議規則の一部改正について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教
9番 横段 登	10番 榎 真太郎	11番 舩田 定則	12番 佐伯 孝行
13番 出来 悦次	14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次
17番 平本 真人	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則	21番 山城 和彦
22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生	25番 三戸 正宏
26番 灰原 松二	27番 横村 満	28番 大道 正孝	29番 土井 光弘
30番 椋開地 省二	31番 金原 茂之	32番 中野 勇平	34番 長本 憲
35番 藤原 広	36番 谷 恵介	37番 田中 みわ子	

欠席委員

18番 高橋 靖之	33番 坂 孝好	38番 土井 正純
-----------	----------	-----------

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 須賀課長補佐

(午後 4 時)

議長（倉本）：出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成29年第7回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、2番 生田委員、19番 寺山委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、18番 高橋委員、33番 坂委員、38番 土井委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれておりますので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。なお、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いいたします。

議長：事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前に「資料1 呉市農地利用最適化推進委員の候補者名簿」を送付しています。また、本日「資料2 呉市農業委員会会議規則新旧対照表（案）」、「JAくれだより」第57号、「JA広島ゆたか広報」第119号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、郷原町字畑〇〇〇〇番、地目は田、面積は327㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は遠方に居住し耕作ができないため譲受人に売却するもので、譲受人は自宅に近接する農地を購入し、経営規模を拡大しようとするものです。営農計画は、野菜栽培を行う予定です。経営面積は、自作地が48アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 恵 介 委 員：36番 谷です。申請地は、郷原市民センターから北東に約1キロメートル上がった黒瀬川沿いの農地で、写真の奥が譲受人の自宅です。調査時には譲受人の息子さんもおら

れ、すぐにでも植え付けができるよう整地されていました。周辺も譲受人の水田等で、家族で農業を行っているということです。申請地には野菜を作付けする計画で何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、神山2丁目〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田、面積は合計で2,154.89㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は申請地を購入し新規就農しようとするものです。営農計画は、果樹及び野菜栽培を行う予定です。経営面積は、申請地だけで21アールありますので、旧昭和村地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 正 典 委 員：5番 谷です。譲渡人は84才と高齢で耕作できないため、これまで農業経験のある譲受人が購入し、子供と一緒に果樹及び野菜を植えるというものです。譲受人は栃原町在住ですが、申請地と自宅は近いところにあり、耕作にはうってつけのところと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、音戸町先奥1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,346㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は市外に居住しており耕作困難なため親戚関係にある譲受人に無償で譲り渡し所有権を移転するもので、譲受人は自宅に近い申請地を譲り受け農業経営の規

模拡大を図るものです。営農計画は、水稻栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで約13アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

舛田委員：11番 舛田です。譲受人は高齢ではあるが非常に元気で、子供も週末に帰省して農業をしているということです。問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：次の4番については、29番 土井委員が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、土井委員の退席をお願いします。

(29番 土井委員 退席)

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、豊町久比字新田〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で1,431㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人の要望により譲り渡し所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで112アールありますので、豊町久比地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

椋開地委員：30番 椋開地です。良い農地ではあるが譲渡人が病気となり耕作できなくなったため、譲受人が購入し柑橘栽培をするということです。非常に良いことで何ら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

(29番 土井委員 着席)

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町久比字蛸石〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で683㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人の要望により譲り渡し所有権を移転するもので、譲受人は自宅に近い申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。経営面積は、自作地だけで48アールありますので、豊町久比地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

土 井 委 員：29番 土井です。申請地は三角島で本島とは離れているが、申請地の隣が譲受人の自宅です。11年前に貸借契約し借地して耕作していた農地だが、期間が切れたため再契約の話をした際に、所有者が高齢ということもあり貸借でなく購入するということで、1年間協議してまとまったものです。譲受人は高齢ではあるが子供も同居しており、理想的な案件と思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字中ミノカヤ〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は538㎡の第2種農地です。

転用目的は、農地を使用貸借して、使用貸人の子供夫婦が住宅及び駐車場として使用しようとするものです。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 惠 介 委 員：36番 谷です。申請地は、郷原市民センターから北東に約1.6キロメートル上がった黒瀬川から少し国道に寄ったところの、黒瀬町との境にある農地です。既に耕作はされておらず、親が所有する農地を使用貸借し、子供夫婦が住宅及び駐車場を作るというもので、周辺農地への支障もなく問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字岩山新開〇〇〇番〇、地目は畑、面積は521㎡の第2種農地です。

転用目的は、資材置場等として利用するものです。規模等は、駐車場5区画、真砂土、ブロック、U字溝等のコンクリート2次製品約100㎡の置場として使用しようとするものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に資材置場等として使用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 惠 介 委 員：36番 谷です。申請地は、郷原市民センターの北北東、約1.2キロメートル離れたところにある農地です。

周辺には、譲受人の会社の事務所、資材置場、駐車場があり、申請地については既に資材置場、駐車場となっているということで始末書添付となっており、また排水等に支障はないと認められるので許可して差し支え得ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、栃原町字西谷〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で739㎡の第2種農地です。

転用目的は、譲受人である社会福祉法人が運営する隣接の保育園の園庭として使用しようとするものです。関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 正 典 委 員：5番 谷です。これまで申請地は耕作されておらず、譲受人の保育園の職員が草刈り等の管理を行ってきている。手狭となった保育園の庭を広げ園地として使いたいというものです。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、神山2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,262㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するもので、規模等は、発電容量49.5kw、太陽光パネル300枚を設置する計画です。関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 正 典 委 員：5番 谷です。周辺一帯は、山のように草等が生えた荒廃農地で現地調査時には現地確認もできない状態であった。後日草刈り等を行った後に再調査、現地確認を行い、U字溝の設置等排水管理を行うということなので、問題ないと判断した。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町森3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は15㎡の第2種農地です。

転用目的は、宅地拡張するため、所有権を移転するものです。規模等は、隣接宅地を拡張してバルコニーを設置する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 野 委 員：32番 中野です。事務局の説明のとおり、隣接の家の敷地を拡張するというもので何ら問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第34号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字八重垣〇〇〇番〇、地目は田、面積は377㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成3年2月頃より隣接する自治会館の駐車場として使用したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、雑種地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 恵 介 委 員：36番 谷です。申請地は、新しい方の苗代交差点の北、約500メートルの水田等の農地に囲まれた地域の農地です。

写真の奥に写っている建物が自治会館で、その利用者の駐車場として使用されているというものです。地域住民のための駐車場となっており、やむを得ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字上条〇〇〇番、地目は畑、面積は219㎡の第2種農地です。

申請の事由は、明治33年頃より小学校用地として使用したためかい廃したとして、昭和東小学校の歴史を記載した書類を添付のうえ、雑種地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 恵 介 委 員：36番 谷です。申請地は、以前の苗代交差点の北東に位置する農地です。

非農地となった理由は、明治33年頃より小学校用地として使用されてきたものです。廃校となった昭和東小学校が申請地の東にありますが、その昭和東小学校の前の小学校であったところで、今回市有地を整理する一環として地目を変更するというものです。昔から学校用地であったということでやむを得ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、焼山西2丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は14㎡の第3種農地です。

申請の事由は、昭和60年4月頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 正 典 委 員：5番 谷です。細い道を入ったところの土地で写真のとおり竹等が生えている。農地に

回復して耕作するという事はできないと思う。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、豊町大長字小柳〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で380㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成13年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：28番 大道です。写真を見てのとおり、開墾して農地として耕作できるような状態ではないと判断した。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：続きまして、議案第35号「呉市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題といたします。1番 荒谷委員、8番 横田委員、17番 平本委員、20番 中川委員、23番 渡辺委員、24番 重森委員、30番 椋開地委員 に関する案件でございます。議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、ただ今申し上げた7人の委員の方は退席をお願いします。

(1番 荒谷委員ほか6人 退席)

議 長：本件について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：呉市農地利用最適化推進委員候補者の決定について説明しますので、資料1の候補者名簿をご覧ください。申込の状況は、4地区5名の定員で、定数20名に対し22名の申込が

ありました。その内訳は、第1地区定数5名に対し6名の申込、第2地区も定数5名に対し6名の申込がありました。第3地区、第4地区については定数と同数の5名ずつの申込でした。

7月7日に推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された申込書により書類審査を行い、推進委員の候補者として20名を選考したものです。なお、本日も承認頂きましたら、推進委員は新体制後の農業委員会が委嘱することになっていきますので、新体制移行後の最初に行われる総会に推進委員の委嘱について上程することとしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定いたします。

(1番 荒谷委員ほか6人 着席)

議 長：つぎに、議案第36号「呉市農業委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：「呉市農業委員会会議規則の一部改正」について説明しますので、資料2をご覧ください。主な改正の内容について説明します。

第2条以降の規定中「会議」を「総会」に、「会長」を「議長」に改めています。第4条の次に第5条として「議長」の規定、第6条として「臨時議長」の規定を追加しています。「臨時議長」については、任期満了後の最初の総会での臨時議長を誰にするかについて定めたものです。第7条の議席について、第4項を追加し、補欠による委員の議席の規定を定めています。また第20条の全文を改正し、議事録を作成する際の記載事項の規定を追加しています。

なお、ご承認いただきましたら、この規則は平成29年8月1日から施行することとしていますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定いたします。

議 長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから10ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページ農地法第4条の規定による届出が3件、9ページ、10ページ農地法第5条の規定による届出が3件、計6件ありましたのでご報告します。

議 長：その他、事務局から説明事項はありますか。

事 務 局：ありません。

議 長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、以上で平成29年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。本日のご審議、誠にありがとうございました。

この委員での総会は最後となり、明日以降は新たな農業委員、委員会での活動となります。これまでの議事進行へのご協力誠にありがとうございました。

(午後 4 時 3 5 分)